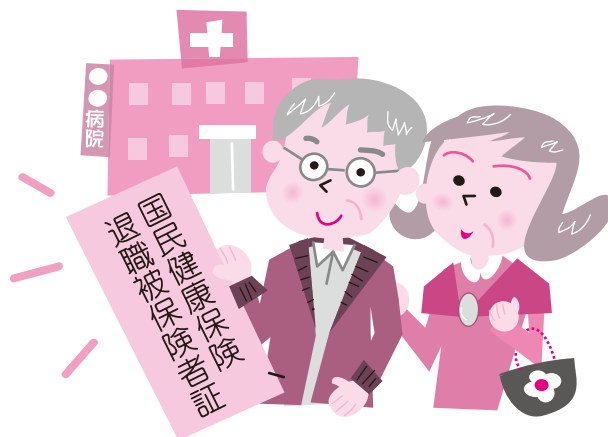


## 🏥 退職者医療制度

# もう届け出は済んでいますか

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。これに伴い、その扶養家族も同様となります。退職者医療制度の財源は、本人の自己負担と保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担すべき医療費分まで国保(市や国・県)が負担することになります。

皆さんの負担を増やさないためにも、対象となったら必ず届け出をお願いします。



### このような人(家族)が対象です

次の①～③すべてに該当する人が対象です。

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる人で、年金への加入期間が20年以上または40歳以降10年以上加入している人とその扶養家族

平成20年4月1日から、対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。65歳になると一般の国民健康保険への加入となります。

### 14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課または支所住民課へ届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください。

### 届け出に必要なもの

年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

### 医療機関にかかるとき

窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。

## 🏠 ねんきん特別便

# 出張相談を行います

佐原社会保険事務所では、「ねんきん特別便」が届いた人を対象に出張相談(予約制)を行います。

日時＝2月14日(木)・15日(金) 午前9時30分～午後4時30分

会場＝市役所1階相談室

申し込み方法＝佐原社会保険事務所予約電話(☎0478-54-1445)へ(前日まで受け付けますが、申込多数の場合はお断りさせていただきます)

- 送付された「ねんきん特別便」・年金手帳・年金証書(受給者)・印鑑を持参してください
- 本人以外の方が相談するときは、本人が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確

認できるものも用意してください

○「ねんきん特別便」以外の相談は、受けられませんので、直接佐原社会保険事務所へお越しください

### 住所変更の届出は済んでいますか

年金加入者や受給者が住所変更する際には、国民年金被保険者は市町村窓口、厚生年金被保険者・被扶養者などは勤務先に、年金受給者は社会保険事務所に手続きが必要になっています。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするため、住所変更の手続きが済んでいるか、今一度ご確認ください。